

令和3年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会議事日程

令和3年3月3日（水）午後2時25分開会

1 開会挨拶（議長、管理者）

2 開 会 宣 告

3 開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名（5番議員 桑野元澄、7番議員 畑山剛一）

日程第2 会期の決定（3月3日（水）1日間）

日程第3 議案第1号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算
（第3号）

議案第2号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第3号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

日程第5 議案第4号 令和3年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計予算

議案第5号 令和3年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計予算

日程第6 一般質問

4 閉 会 宣 告

5 閉会挨拶（議長、管理者）

会議に出席した議員

1番	楠	明	廣	2番	船	引	宗	俊	
3番	宗	實	雅	典	4番	内	匠	勇	人
5番	桑	野	元	澄	6番	三	木	浩	一
7番	畑	山	剛	一	8番	上	山	隆	弘
9番	吉	田	正	之	10番	松	浦	崇	志

会議に欠席した議員

な し

議事に関係した事務局職員

事務局長	眞	殿	幸	寛
総務課長	田	淵	寿	哉
総務課副主幹	坂	本	春	美
総務課係長	堀		竜	也

地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	(たつの市長)	山	本	実	
代表監査委員		今	江	伸	
事務局長		眞	殿	幸	寛
総務課長(兼)		田	淵	寿	哉
医務課長		長	坂	泰	成
環境業務課長		福	井	照	子
衛生業務課長		石	原	重	雄
たつの市市民生活部		首	藤	武	司
環境課長					
太子町生活福祉部					
生活環境課長					

開 会 挨 拶

○議長（楠 明廣議員）

それでは、揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会第1回を開催させていただきます。

開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

寒さ厳しい冬も終わり、本格的な春の訪れが待ち遠しい季節となっております。議員各位におかれましては、公私ともご多忙の中、ご健勝にてご参集賜り、本日ここに令和3年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会が開催の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえないところでございます。

今期定例会は、議員各位もご高承のとおり、令和3年度の本組合行政推進の根幹となります新年度予算を審議する重要な議会であります。また、今期定例会に提出されました案件は、新年度予算のほか、本年度補正予算、退職手当組合理約の改正の議案などが提出されており、いずれも重要な案件でございますので、議員各位におかれましては、それぞれの議案に対し慎重なるご審議により、適切妥当なるご決定を賜りますとともに、議事運営につきましても格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

管理者。

○管理者（山本 実君）

開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

梅の花の満開も近づき、また桜の開花が待たれる季節となりました本日、令和3年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご健勝にてご出席を賜りましたことを心から厚く御礼を申し上げます。また、平素は事務組合運営に深いご理解を賜り、衷心より感謝を申し上げます次第でございます。

さて、今期定例会につきましては、先ほど楠議長からもお話がありましたとおり、既にお手元にお届けしておりますが、新年度予算のほか、今年度補正予算、退職手当組合理約の一部変更など5議案を提出させていただいております。これらの案件はいずれも重要なものばかりでございますので、何とぞ慎重なるご審議をいただき、全議案につきまして原案のとおりご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

開 会 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

ただいまより、令和3年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長（楠 明廣議員）

これより本日の会議を開きます。

この際ご報告いたします。

監査委員から地方自治法第235条の2第1項の規定により実施いたしました例月出納検査の結果報告が1件提出されております。その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご清覧をよろしくお願いいたします。

次に、本日の出席議員数及び地方自治法第121条の規定により説明を求めた者の職氏名等について事務局長より報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

命によりご報告いたします。

まず、本日の出席議員数についてであります。本日ただいまの出席議員は10名全員でございます。

次に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名についてであります。お手元に配付いたしております名簿のとおりでありますので、ご清覧を願います。

以上でございます。

○議長（楠 明廣議員）

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（楠 明廣議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において5番桑野元澄議員、7番畑山剛一議員を指名いたします。両議員、よろしくお願いいたします。

～日程第2 会期の決定～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日3月3日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月3日の1日間と決しました。

～日程第3 議案第1号及び議案第2号～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第3、議案第1号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第3号）及び議案第2号 令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

ただいま議題となりました議案第1号、令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第3号）及び議案第2号、令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算（第2号）の2件について、一括して提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

まず、議案第1号、令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計補正予算（第3

号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、やむを得ない事情による補正を必要とするものについて行っておりますので、ご了承賜りたく存じます。

それでは、条を追ってご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出それぞれ5, 106万3, 000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億3, 741万4, 000円とするものでございます。

その主な内容につきまして、補正予算事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、4ページをお開き願います。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では、人事異動に伴う人件費の補正といたしまして、第3節職員手当等において37万6, 000円を減額し、第18節負担金補助及び交付金で同額を追加いたしております。

次に、第3目基金費につきましては、財政調整基金等利子の確定及び前年度決算剰余金の一部を基金に積立てするため5, 089万円を増額するものでございます。

次に、第3款衛生費、第2項清掃費、第2目塵芥処理費では、派遣職員人件費等の不足額17万3, 000円を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、3ページをお開き願います。

第3款財産収入、第1項財産運用収入につきましては、基金利子の確定により6, 000円を減額するものでございます。

次に、第5款繰越金でございますが、前年度繰越金の一部5, 106万9, 000円を計上いたしております。

引き続きまして、議案第2号、令和2年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、年度初めからの急病センターの受診者数の激減のため、診療収入の減額などやむを得ない事情により補正を必要とするものについて行っておりますので、ご了承をお願い申し上げます。

それでは、条を追ってご説明申し上げます。

第1条で歳入歳出561万7, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4, 375万8, 000円とするものでございます。

その主な内容につきまして、補正予算事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、4ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では、受診者数の激減による診療収入の減に伴い、82万2, 000円の財源変更をするものでございます。

また、また、人事異動に伴う人件費の補正といたしまして、第3節職員手当等において2万1, 000円を減額し、第18節負担金補助及び交付金で同額を追加いたしております。

次に、第2目基金費では、基金利子の確定に伴い、積立金を13万8,000円減額するものでございます。

次に、第2款衛生費、第1項保健衛生費、第1目急病センター費、第10節需用費につきましては、受診者の減に伴い、医薬材料費547万9,000円を減額しております。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、3ページをお開き願います。

第1款診療収入につきましては、冒頭にも申し上げました急病センターの受診者数激減のため、547万9,000円を減額するものでございます。

第4款財産収入では、歳出予算の際に申し上げました基金利子の確定による減額でございます。

以上で議案第1号及び議案第2号の各会計補正予算の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、いずれも原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

議案第2号についてですが、減額の理由が激減してるということの中身について、その期間とどれぐらいの人数が減っているのか。それと、それに伴う影響がどうあったのか、どのように分析しとるのかの説明を求めます。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

特別会計の当初予算の診療収入の見込みにつきましては、当初1日当たり66人と予定いたしておりました。それで、当初予算で約3,700万円ぐらいの収入を予定しておったところですが、前の議会におきまして、今年コロナウイルスがはやったということで診療者数が激減しているということで、診療収入の減額の補正をさせていただきました。そのときにつきましては、大体1日当たり30名弱ぐらいまだ来るであろうと、特に例年ですと12月、1月、2月、こちらが診療者数のピークと

なっております。ですので、若干の増も見込みつつ約30名ぐらいということで試算をさせていただいたところですが、前回議会以降、急病センター受診者数が大体10人前後、ひどいときには1桁というのもございます。ということで、大体もう10人ぐらいの、今後、あと3月、今月いっぱいですが、同程度、10名程度の人数ということでもう一度試算をさせていただいたところになります。

今回診療収入500万円ぐらい減額をさせていただいておるんですが、この減額分につきましては、受診者数が減によります医薬品、こちらのほうの支出もかなり減ってきておりますので、その分を減額して差引きをさせていただいたところであります。

以上でございます。

○議長（楠 明廣議員）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

他にご発言がないので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第1号及び議案第2号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第3号～

○議長（楠 明廣議員）

次に、日程第4、議案第3号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

続きまして、議案第3号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、提案の理由及びその内容についてご説明申し上げます。

まず、提案の理由についてでございますが、兵庫県市町村職員退職手当組合の構成団体である北播磨清掃事務組合は令和3年4月1日付で脱退、また市川町外三ヶ市町共有財産事務組合の加入に伴いまして、組合規約を変更するものであり、地方自治法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、その改正の内容につきましては、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する市町及び事務組合を列記した別表第1号表中、北播磨清掃事務組合を市川町外三ヶ市町共有財産事務組合に改めるものでございます。

附則につきましては、規約改正の施行期日を令和3年4月1日からと規定するものでございます。

以上で議案第3号の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(楠 明廣議員)

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第3号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(楠 明廣議員)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第4号及び議案第5号～

○議長(楠 明廣議員)

次に、日程第5、議案第4号 令和3年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計予算及び議案第5号 令和3年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計予算の2件を一括議題といたします。

これより上程議案に対する説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(眞殿幸寛君)

ただいま議題となりました議案第4号、令和3年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計予算及び議案第5号、令和3年度揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計予算の2件につきまして、一括して提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

まず、議案第4号、令和3年度揖龍保健衛生施設事務組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

第1条において、歳入歳出それぞれ16億7,210万3,000円と定めております。

次に、第2条では、歳出予算の流用につきまして、歳出予算の各項の経費の金額を

流用することができる場合を定めております。

次に、予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、予算書8ページの歳出からご説明申し上げます。

第1款議会費につきましては、議会に要する経費として224万3,000円を計上しております。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては、組合職員の人件費、組合運営に要する経費及び派遣職員の人件費等で1億9,501万6,000円を計上いたしております。

なお、給与費等の明細につきましては、20ページから23ページに資料を添付いたしておりますので、ご清覧願います。

次に、予算書10ページ、第3目基金費につきましては、基金積立金として基金利子相当額を計上しております。

第2項監査委員費につきましては、報酬等で24万5,000円を計上いたしております。

次に、予算書11ページ、第3款衛生費、第1項保健衛生費、第1目環境衛生費につきましては、揖龍火葬場の管理運営費として9,443万1,000円を計上しております。その主な内容は、第10節需用費において3,203万8,000円を計上し、施設機能維持のため、経年劣化による火葬炉設備1から6号炉、耐火材ほか修繕料で1,941万5,000円を予定しております。

次に、第12節委託料では、火葬炉等の管理業務、火葬場予約管理システム保守点検、清掃管理業務及び空調設備更新の実施設計委託料等として4,720万4,000円を計上しております。

予算書12ページ、第18節負担金補助及び交付金では、派遣職員の人件費等として923万1,000円を計上しております。

次に、予算書13ページ、第2項清掃費、第1目施設整備費につきましては、新ごみ処理施設整備に係る地質調査委託・測量業務委託料として2,557万7,000円を計上しております。

次に、第2目塵芥処理費につきましては、揖龍クリーンセンターの管理運営費として12億4,814万2,000円を計上しております。その主な内容は、第1節報酬において会計年度任用職員9名分の報酬1,712万4,000円を計上しております。

第10節需用費においては、揖龍クリーンセンターの操業に必要な電気、水道等の光熱水費、燃料費、副資材のコークス、石灰石及び排ガス等の処理薬剤品代等で3億2,229万4,000円を計上しております。

予算書14ページ、第12節委託料では、施設の操業委託料に2億1,615万円、定期保守点検整備委託料に2億5,300万円、一般廃棄物収集運搬委託料に3億4,684万4,000円、総額8億7,325万3,000円を計上しております。

予算書16ページ、第18節負担金補助及び交付金では、派遣職員3名分の人件費等2,324万9,000円を計上しております。

次に、第3目し尿処理費につきましては、揖龍衛生処理場の管理運営費として6,841万2,000円を計上しております。その主な内容は、第10節需用費において、処理場の管理運営に必要な光熱水費、処理薬剤、保守管理費等で4,026万4,000円を計上しております。

次に、予算書17ページ、第12節委託料では、し尿収集運搬委託料、汚泥処理委託料、設備保守点検委託料等で2,062万2,000円を計上しております。

次に、予算書18ページ、第14節工事請負費では、井戸水等が減っていることへの対策として、たつの市の揖西処理場の処理水を再利用する揖西処理場放流水取水設備設置工事として440万円を計上しております。

次に、第4款公債費、第1項公債費につきましては、元金、利子を合わせまして3,497万4,000円を計上しております。なお、この地方債に関する調書を25ページに添付しておりますので、ご清覧願います。

次に、第5款予備費につきましては、100万円を計上しております。

以上で歳出を終わります。次に歳入についてご説明申し上げます。

予算書5ページをお開き願います。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目事務組合分担金につきましては、14億2,222万円を計上しており、前年度と比較しまして908万8,000円の減額となっております。

この市町分担金につきましては、組合同規約第12条第2項及び分賦金の分賦率を定める条例に基づき算定いたしました金額をご提案申し上げます。

その内容につきましてご説明申し上げます。

組合運営に係る経費につきましては、議会費、総務費等で1億4,231万9,000円を計上しております。

廃棄物の処理に係る経費のうち、し尿処理に係る経費につきましては4,810万7,000円を計上しております。塵芥処理に係る経費につきましては6億8,857万3,000円を計上しております。廃棄物の収集運搬に係る経費につきましては4億2,944万6,000円を計上しております。火葬場施設の管理及び運営に係る経費につきましては6,880万1,000円を計上しております。施設整備経費につきましては3,497万4,000円を計上しております。

次に、たつの市、太子町にご負担いただきます分担金の額につきましては、たつの市より9億5,973万3,000円で、対前年度415万9,000円の減額、太子町より4億5,248万7,000円、対前年度492万9,000円の減額にてお願いするものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目衛生使用料につきましては、火葬場使用料等として2,603万2,000円を計上しております。

次に、予算書6ページをお開き願います。

第2項手数料、第1目衛生手数料につきましては、塵芥処理手数料として1億5,850万5,000円、し尿処理手数料として2,022万円を計上しております。

第3款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金等の預金利子として206万3,000円を計上しております。

第4款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金につきましては、新ごみ処理施設整備に係る事業費として2,557万7,000円をごみ処理施設整備基金から繰入れし、職員の退職に伴う特別負担金のため212万1,000円を退職手当引き当て準備基金から繰入れするものでございます。

次に、予算書7ページ、第5款繰越金につきましては基礎額でございます。

第6款諸収入、第1項預金利子につきましては、定期預金の利子を計上しております。

第2項雑入につきましては、資源化物売払収入、ごみ収集袋販売収入等として2,510万3,000円を計上しております。

以上で一般会計を終わります。引き続き議案第5号、揖龍保健衛生施設事務組合休日夜間急病センター特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ4,440万5,000円と定めております。

次に、第2条では、歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

次に、予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明申し上げますので、予算書7ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目予算管理費につきましては、急病センターの管理運営に要する経費として組合職員の人件費等のほか、事務事業に要する経費として1,307万9,000円を計上しております。

なお、給与費等の明細につきましては、10ページから13ページに資料を添付しておりますので、ご清覧願います。

次に、予算書8ページをお開き願います。

第2目基金費につきましては、基金積立金として基金利子相当額35万円を計上しております。

第2款衛生費、第1項保健衛生費、第1目急病センター費につきましては、診療に要する経費として看護師4名分の報酬349万1,000円、医薬品、医療材料費等需用費で394万7,000円、診療業務に従事いただく医師、薬剤師及び医事外来業務委託料として2,240万1,000円で、総額3,047万6,000円を計上しております。

第3款予備費につきましては、前年度と同額の50万円を計上しております。

以上で歳出を終わりました。次に歳入についてご説明申し上げますので、予算書5ページをご覧ください。

第1款診療収入、第1項診療収入につきましては、1,512万円を計上しております。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、休日夜間急病センター運営に係る地方交付税交付金として、たつの市及び太子町から446万3,000円を受け入れる予定でございます。

第3款使用料及び手数料、第1項手数料につきましては、診断書等発行手数料として1万5,000円を計上しております。

次に、予算書6ページをお開き願います。

第4款財産収入、第1項財産運用収入につきましては、財政調整基金の預金利子として35万円を計上しております。

次に、第5款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金につきましては、歳入の不足額を補填する2め2,438万6,000円を財政調整基金から取り崩し、繰入れるものでございます。

第6款繰越金につきましては基礎額でございます。

次に、第7款諸収入、第1項雑入につきましては、薬容器代等7万5,000円を計上しております。

以上で議案第4号及び議案第5号の各会計予算の提案説明を終わらせていただきますが、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、いずれも原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（楠 明廣議員）

上程議案に対する説明は終わりました。

これより上程議案に対する質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

一般会計予算について数点確認で、簡単なことですが、質問をさせていただきたいと思いますが、主に歳出についてなんですけど、まずは9ページ、細節の額ですが、消耗品費の中に図書及び図書追録というふうにあります、追録というのは例規とかの、そういう部分の追加する分だと思うんですけども、実際にこの図書というのは、ほかの図書があるのかなのかという部分と、その図書についてはここに保管をしていく図書なのかどうなのか、また月刊誌等のような図書なのか、そのあたりの説明をいただきたいと思います。

続いて、11ページですが、説明では修繕費ですけど、需用費の中の修繕費でございますが、1から6号という炉の設備を点検するというようなお話だったのかなと思うんですけども、1から6号の炉が同じような具合の老朽具合なのか、そのあたりの説明と、今現状どのぐらいの老朽程度なのかということも合わせて説明をいただければというふうに思います。

それから、12ページの委託料の一番最後、実施設計委託というのは、これ何の実設計委託なのか説明をお願いしたいと思います。

それから、18ページですが、工事請負費、説明の中で地下水が減っているというようにことの対応というふうに言われましたが、その地下水が減っているという内容について、これは一体どのようなことなのか、またこの工事を行うことで地下水が減っている現象は解消されて、総合的な対応としてもう万全の体制になるのかどうか。

それと、火葬場ですけれども、コロナ感染者が火葬される場合の対応についてどのような状況かという説明を合わせていただいております。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

まず、9ページ、図書及び図書追録でございますけれども、これは説明の各目節の細節の文言として出させていただいてるんですけども、主に例規等必要な図書でございますが、そちらの追録が主なものになっております。月刊誌等という、その購入はございません。

それから、11ページ、修繕料、火葬炉は全部で6炉、6つあるんですけども、それぞれ毎年定期点検をしております。その中で毎日火をつけて、消してとやっておりますので、部分的に補修するものが毎年出てきておまして、その定期整備の中で

見つかったもの、それと経年的に何年度に一回交換ですとか、そういうものについての修繕工事となっております。また、大規模な工事になりましたら、また何年後かに、またそのときにはちょっと大規模工事ということで出させていただきますけれども、これは例年やっております修繕工事という形でご理解いただければと思うんですけれども。

それと、12ページ、実施設計委託ですけれども、火葬場につきましては、現在灯油を燃料とした空調設備、こちらのほうを利用しております。ただ、その灯油を利用します空調設備なんですけど、今もうメーカーのほうが全て撤退いたしております。ですので、現在新しいものが作成されておられません。修理部品につきましては、もうあらかじめ新しいものを製造しないということで、必要な処理部品については確保いたしておったんですけれども、もうそれにつきましてもそろそろなくなっているということで、灯油から電気に変えて、空調設備を変えていかないと、もうその空調設備がいつまで動くか分からんという状況になっておりますので、その取替え作業といえますか、更新作業に向けての実実施設計委託ということでご理解をいただければと思います。

それから、18ページでしたか、18ページのし尿処理場の工事費でございますけれども、し尿処理場につきましては井戸を掘っております、井戸水の利用をしてし尿の処理をしておると加えまして、井戸水に加えて水道水も利用しております。ですので、井戸水が減ってくると水道を利用する量が増えてくるというのが現状でございます。ですので、工事をしなければ井戸水が減った分全て水道から引き入れてし尿処理を行うという形になっておるんですけれども、近くにたつの市の施設であります揖西処理場、同様の施設があるんですが、その処理水が河川に放流されておりますので、そちらのほうを利用しても構わないという調整が取れましたので、そちらの処理水を利用いただくように水を引くと、そちらの水を利用して水道水の使用料を減らそうということで現在考えております。

これにつきましては、現在水道のほうについては約年間1,000万円ぐらい水道料かかっておりますので、少なくとも1割はこれが減っていくだろうと、100万円以上の減額にはなつてこようかと思っておりますので、数年で元が取れると思っております。

以上です。

○議長（楠 明廣議員）

他に。

○8番（上山隆弘議員）

いや、コロナ、コロナ感染者の火葬。

○事務局長（眞殿幸寛君）

火葬ですね、はい。コロナ感染者の方の、コロナで亡くなった方の火葬につきましては、現在のところ数例あるんですけども、まず予約につきましては、一番最後に予約のほうをしていただいております。予約されますのが、大体葬儀社のほうがされますので、そちらのほうと連絡を取っておりますので、一番最後が3時になるんですけども、その3時の枠を取っていただくようにしております。

大体病院から直送という形で、まず葬儀社の方が病院にお迎えに行かれて、病院のほうで納体袋という遺体のほうを入れていただいて、それを、袋ですね、それで密閉をされた状態でひつぎのほうに入れられております。そのひつぎ自体も密閉されてやってくるということで、運ばれてくる方も一応そういうそれなりの服装で来られておりますけれども、一番最後でございますので、その霊柩車、霊柩車になると思いますけど、そちらがついたときにこちらのほうも火葬を行う、委託しておるんですけども、そちらの職員さんにつきましてはマスク二重、手袋二重で、一応密閉されておるんで出てこないとは思うんですけども、一応そういう形でお引取りをさせていただいて火葬をさせていただくと、その場合ですけれども、付添いの方はほとんどおられません、葬儀会社の方だけで来られますので、そこで火葬させていただいて、収骨につきましてはこちらのほうでさせていただいて、葬儀会社さんに収骨されたものをお渡しする、それをご遺族さんにお渡しするという形でやらさせていただいております。現在のところ、その一番最後の枠で収まるぐらいの数でございますので、そういう体制でやらさせていただいております。

以上です。

○議長（楠 明廣議員）

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

前段の歳出については、もう答弁分かりました。

そのコロナの対応について、この場合、火葬する場合、使用料というのは同じなんでしょうか。また、そういった部分、付添いもなしにそういう形でより感染予防をした上での火葬体制について、予算として特に必要はなかったんでしょうか。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

まず、使用料ですけれども、こちらは同額でございます。別にコロナの方で増額ということはしておりません。

対策費についてですけれども、マスクですとか消毒液、そちらのほうは用意させていただいて、業務終了後には消毒作業というのを行っております。特にそれについて増額ということではなしに、現在の消耗品、需用費等で対応をしております。

○議長（楠 明廣議員）

8番 上山隆弘議員。

○8番（上山隆弘議員）

あまり例は聞いたことがないですけど、そういった面でコロナがうつって、それで現場が大変なことにならないようにはどうなのかなというところだったんですけども、合わせて休日、夜間急病センターのほうも、今回コロナの関係もあって患者さんの数が少ないというか、そういう急病者の方が来られることは少ないということですが、そのあたりは予算の計上として影響を与えている部分がどれぐらいあるのかということと、予算に例えば計上がなくても、現場対応として中身についてどのような検討があったのかだけ説明をいただけますか。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

まず、休日夜間急病センターのコロナ対策でございますけれども、前の議会のときにも諮らせていただきましたが、発熱者の外来のためにユニットハウス、急病センターの入り口の手前ですけれども、ユニットハウスを設けさせていただいております。熱のない方については、急病センターに入ってくださいと、入り口で検温させていただいて熱のある方については、まず基本は車の中で待機をさせていただいております。車がない、または歩いてこられたという方については、ユニットハウスで待ついただくことも可能であるということでもまずさせていただいております。ユニットハウスと急病センター内はタブレットでつないで、通信での診療というのも可能にしておりますが、先生がそちらのユニットハウスに移動してされているという場合もございます。それはその日に担当されている先生の判断にお任せをいたしております。

それと、予算に対してどういう影響が出たかということなんですけれども、例年で

すと大体60名から70名、60名後半ですね、1日当たり、それで予算のほうを組ませていただいておりますけども、今年度の状況を見ますと、現在で大体20名を切っている、1日平均20名を切るぐらいになっております。コロナについては落ち着いてくれるだろうという希望も含めまして、一応新年度予算につきましては、1日当たり30名の診療ということで予算を組ませていただいております。足らず分につきましては、財政調整基金がございますので、そちらのほうから繰り入れるという形で予算組みをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（楠 明廣議員）

他にご発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

え、声を出してくださいね。

9番 吉田議員。

○9番（吉田正之議員）

これで、現預金はどのぐらい増えるんですか。それと、公債費、あとこれこのままいったらあと7年で、7年ちょっとで公債費が終わるような計算になるんですけども、次の焼却場の建設までにはちょっと時間が足りないように思うんですけど、その辺のところをどういうふうに見てるんかお答え願いたいと思います。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

最初のほうの、現預金。

○9番（吉田正之議員）

現預金が何ぼ。

○事務局長（眞殿幸寛君）

現預金。

○9番（吉田正之議員）

お金、お金、預金。

○事務局長（眞殿幸寛君）

預金ですね。

○9番（吉田正之議員）

うん。

○事務局長（眞殿幸寛君）

預金といいますか、基金のほうですね。

○9番（吉田正之議員）

基金というのは、そのまとまった部分でしょう。

○議長（楠 明廣議員）

ちょっと、発言を求めてから言ってください。

○事務局長（眞殿幸寛君）

基金と、それから歳計現金と両方持っておりますので、まず、こちらの現金については分担金ですとか、それから手数料、使用料等が入ってきたときに、その上下はいたしております。ですので、何ぼ減ったかどうかというのはもう単年度、単年度決算でございますので、まずゼロから始まることになりますけれども、お金が入ってきて、それを歳出で出していくという形になってきますので、数字として残っておりますのは基金のほうですね。基金をどれぐらい持っておるかということになってこようかと思っておりますけれども、基金については、見込額ですけれども、今年度末の見込額といたしまして、一般財政調整基金では約3億2,000万円、それからごみ処理施設の整備基金では約4億円、退職手当引当準備基金では約2,000万円、特別会計では1億4,000万円の基金を保有いたしております。

それと、償還ですけれども、現在の借入れいたしておりますものについての償還については、令和10年度で終了予定でございます。

また、その頃に新処理施設につきましては当然交付金もいただくんですが、起債等

も必要になってこようかと思imasので、そちらの起債を借りたときから、据置期間は何年間かあると思imasけれども、そちらの支払いが当然発生する予定でござimas。

○議長（楠 明廣議員）

他に。

声を上げてくださいよ、先にいきますよ。

声を上げてもらったら言imas。

9番 吉田議員。

○9番（吉田正之議員）

その基金というのは、結局それだけたまってくるというんか、貸借対照表でいう、いわゆる資本に該当するわけですよね。現金預金は貸借対照表の資産の部に該当するだけですよね。そうすると、お金はだんだんだんだん収益が上がってくれば増えてくるはずなんですけれども、これ今回の予算では収益がゼロという予算で一応考えられているわけですか。

○議長（楠 明廣議員）

事務局長。

○事務局長（眞殿幸寛君）

それぞれの一般会計も特別会計もそうなんですけれども、組み方としては単年度予算という形になりますので、その単年、単年で収入がどれぐらいあるか、支出がどれぐらいあるかということで、書いてるようになるというか、そういう予算書というつくり方になっておりますので、それが丸々そのまま、資産に近いのは基金のほうだと思imasけれども、単年度収入の部分については即資産のほうになるということでは、またちょっと違うかと思うんですけれども。

○議長（楠 明廣議員）

他にござimasせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（楠 明廣議員）

ご発言がないので質疑を終結し、これより討論に入ります。

ご発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(楠 明廣議員)

ご発言がないので、討論を終結し、直ちに表決に入ります。

お諮りいたします。

上程中の議案第4号及び議案第5号は、原案のとおり可決することに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(楠 明廣議員)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号及び議案第5号は原案のとおり可決されました。

～日程第6 一般質問～

○議長(楠 明廣議員)

次に、日程第6、一般質問でございますが、通告がございませんので、議事を省略いたします。

以上で今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

閉 会 宣 告

○議長(楠 明廣議員)

これをもちまして令和3年第1回揖龍保健衛生施設事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 挨拶

○議長(楠 明廣議員)

閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本定例会に付議されました案件につきましては、議員各位の慎重なご審議により滞りなく議了できましたことに対し深く御礼申し上げます。

皆様もご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は全世界で累計感染者数が1億人を超え、依然として猛威を振るい続けており、当県などにおいては緊急事態宣言が年明け早々に、また先月には再延長されるなど、多くの皆様のご協力によって一定の効果を見ておりますが、いまだ終息にまで至っておりません。この危機的な状況に対し、私ども議員といたしましても、引き続き住民の皆様の声をお伺いしながら、行政当局と一体となって住民の皆様の不安の解消を図り、暮らしの安全と安心に向けて全力を挙げて取り組んでいかななくてはなりません。

最後に、議員各位におかれましては、健康にはくれぐれもご留意をいただき、今後とも本組合の発展のためにより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

管理者。

○管理者（山本 実君）

閉会に当たりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、令和3年度予算をはじめ、補正予算、退職手当組合理約の一部変更など5議案につきまして慎重審議を賜り、原案のとおり可決をいただきましたことに対しまして心から厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、例年であれば3月定例会の閉会とともに新年度に向けてスタートしていくタイミングではありますが、いまだ新型コロナウイルス感染症の終息のめどが立っておりません。幸いに、先月中旬から国内でワクチン接種が開始され、各自治体共に円滑に接種できるように接種業務を進められておりますが、ワクチンがコロナを克服する大きな希望となるよう期待を寄せるものでございます。今後の動向や情報を注視し、急病センターを管理運営しております当組合といたしましても地域住民のより一層の安全・安心を確保すべく、医師会と密に連絡、連携を取り、適切な対応をしてみたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げますとともに、今後とも組合行政全般にわたり、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

閉会 午後 3 時 1 0 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年3月3日

組合議会議長 楠 明 廣

会議録署名議員 桑 野 元 澄

会議録署名議員 畑 山 剛 一